

タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の
受講命令の発動基準について

記

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第18条の2の規定に基づき、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受けさせる旨の命令（以下「講習の受講命令」という。）を行う際の基準を次のように定める。

1. 講習の受講命令の発動基準

- (1) タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の「その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるもの」とは、雇用する登録運転者の「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（平成27年10月1日付け関自監旅第215号）により付された違反点数の累計が7点以上となった場合（本基準による受講命令の発動に係る登録運転者が、受講命令の発動を受けた日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合を除く。）をいう。
- (2) 講習の受講命令は、(1)に該当した場合に行うものとする。

2. 講習の受講命令及び講習の実施方法

- (1) 講習の受講命令は、1.(1)に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者を運輸局等に呼び出し、受けさせるべき講習及び当該講習の実施機関を示して行うものとする。
- (2) 講習の受講期限は、命令の日から3月（各地方運輸局長は、必要に応じ、これより短い又は長い期間を定めることができる。）以内とする。
- (3) 1.(1)に該当する登録運転者を雇用するタクシー事業者に、2.(2)の期間内に講習の受講命令の実施状況（運転者の退職等により講習を受講させることが出来ない場合を含む。）を報告させることとし、当該報告が行われない場合には、命令違反として取り扱うものとする。

附 則

1. 本基準は、平成27年10月1日以降に、上記の要件に該当することとなったものから適用する。
2. 平成20年6月13日付け「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」は平成27年9月30日をもって廃止する。
3. 平成27年9月30日以前に行った命令、その他の行為については、本通達に基づき行った行為とみなす。